

法人課税

○ 法人税の概要

	法人税	(参考) 地方法人課税	
		法人住民税	法人事業税
課税主体	国	都道府県及び市町村	都道府県
納税義務者	原則すべての法人	都道府県及び市町村に事務所又は事業所を有する法人	都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人
申告法人数 (平成13年度)	約289万	道府県民税 約297万 市町村民税 約358万	約247万
課税方式	申告納税方式	申告納税方式	申告納税方式
税収	9.1兆円 (平成15年度予算額)	2.4兆円 (うち道府県民税 0.6兆円 市町村民税 1.7兆円) (平成15年度地方財政計画額)	3.5兆円 (平成15年度地方財政計画額)
法人課税の租税負担率 [対国民所得比] (平成15年度)	2.5%	道府県民税 0.2% 市町村民税 0.5%	1.0%

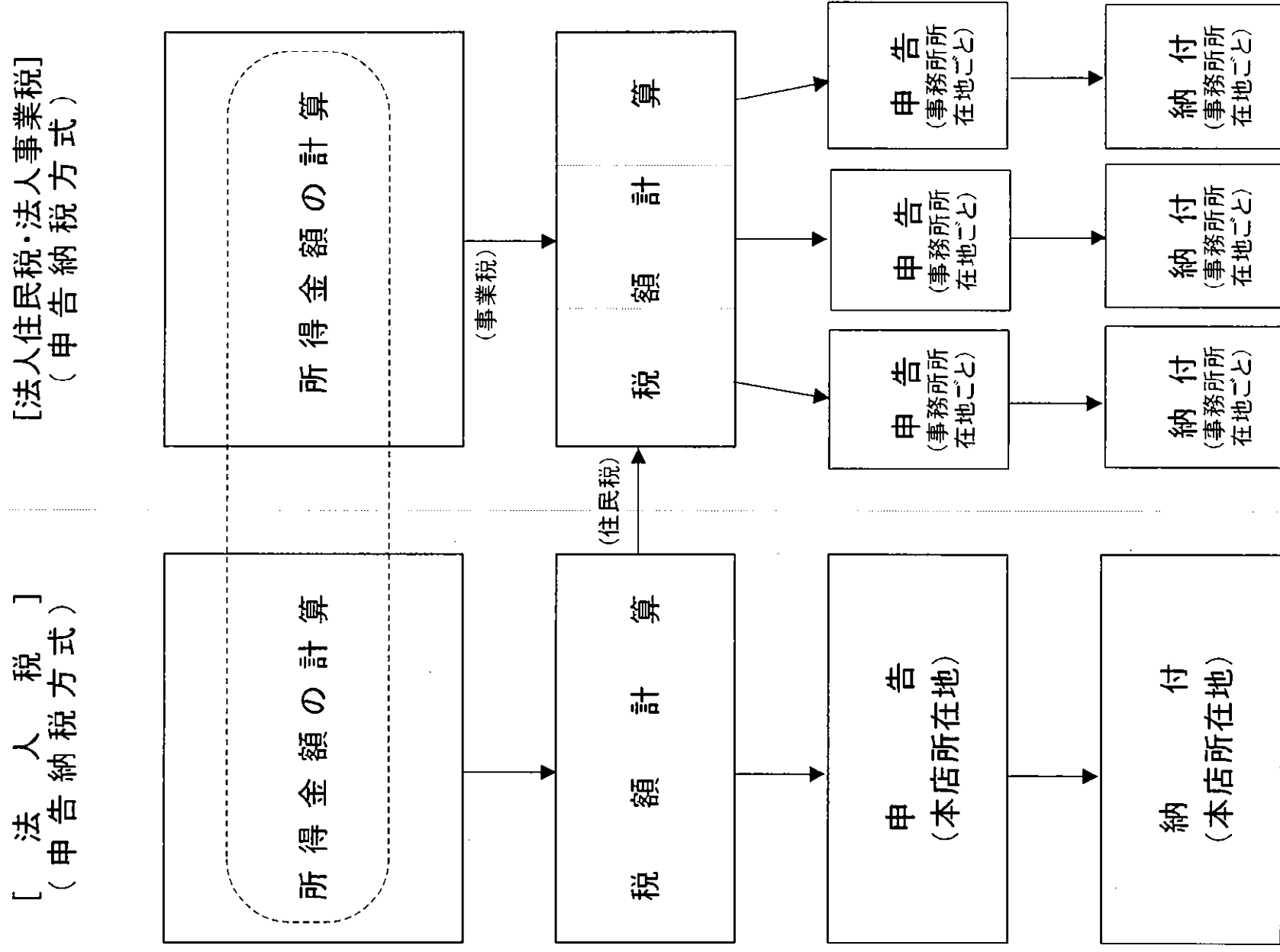
課税標準	各事業年度の所得金額	法人税割：法人税額	(現行) 各事業年度の所得金額 (平成16年4月1日以後)(注1) [資本金1億円超の普通法人] 所得割：各事業年度の所得金額 付加価値割：付加価値額 資本割：資本等の金額
税 率	(資本金1億円超の普通法人) 30%	法人税割 都道府県：5% 市町村：12.3% 均等割 都道府県：資本等の金額に応じ 2万円～80万円 市町村：資本等の金額及び従業者 数に応じ 5万円～300万円	(現行) 年400万円以下 5.0% 年400万円超800万円以下 7.3% 年800万円超 9.6% (平成16年4月1日以後)(注1) [資本金1億円超の普通法人] ・所得割 所得のうち 年400万円以下 3.8% 年400万円超800万円以下 5.5% 年800万円超 7.2% ・付加価値割 0.48% ・資本割 0.2%
租税特別措置	適用あり	法人税額を課税標準とするため法人税割の計算に影響する。(注2)	法人税の所得の計算の例によるため影響する。(注3)
連結納税制度の適用の有無	有	無	無

(注1) 法人事業税については、平成16年4月1日以後開始事業年度から資本金1億円超の普通法人を対象として外形標準課税制度が導入される。(その他の法人は現行のとおり。)

(注2) 試験研究費の額が増加した場合等の一部の税額控除については適用なし。

(注3) 法人税の税額控除については影響を受けない仕組み。

○ 税の「賦課徴収」の流れ（法人所得課税の例、イメージ図）



少子・高齢社会における税制のあり方（抄）

平成15年6月

税制調査会

第一 少子・高齢化と税制

二 個別税目の改革

3. 法人課税

（1）少子・高齢社会における法人課税の基本的考え方

少子・高齢化、経済のグローバル化が進む中で、経済社会の活力を維持していくためには、企業が創意工夫を発揮することにより、競争力の強化や産業構造の改革を進めていく必要がある。また、多様な形態による事業・投資活動に対する環境整備を図ることも重要である。こうした観点から、今後の法人税の位置付けとしては、国際的に整合性がとれ、企業活動に対し歪みの少ない中立的な税制とすることを基本としつつ、今後とも構造改革を促進し、経済社会の活性化を図るために必要な対応を行っていくべきである。

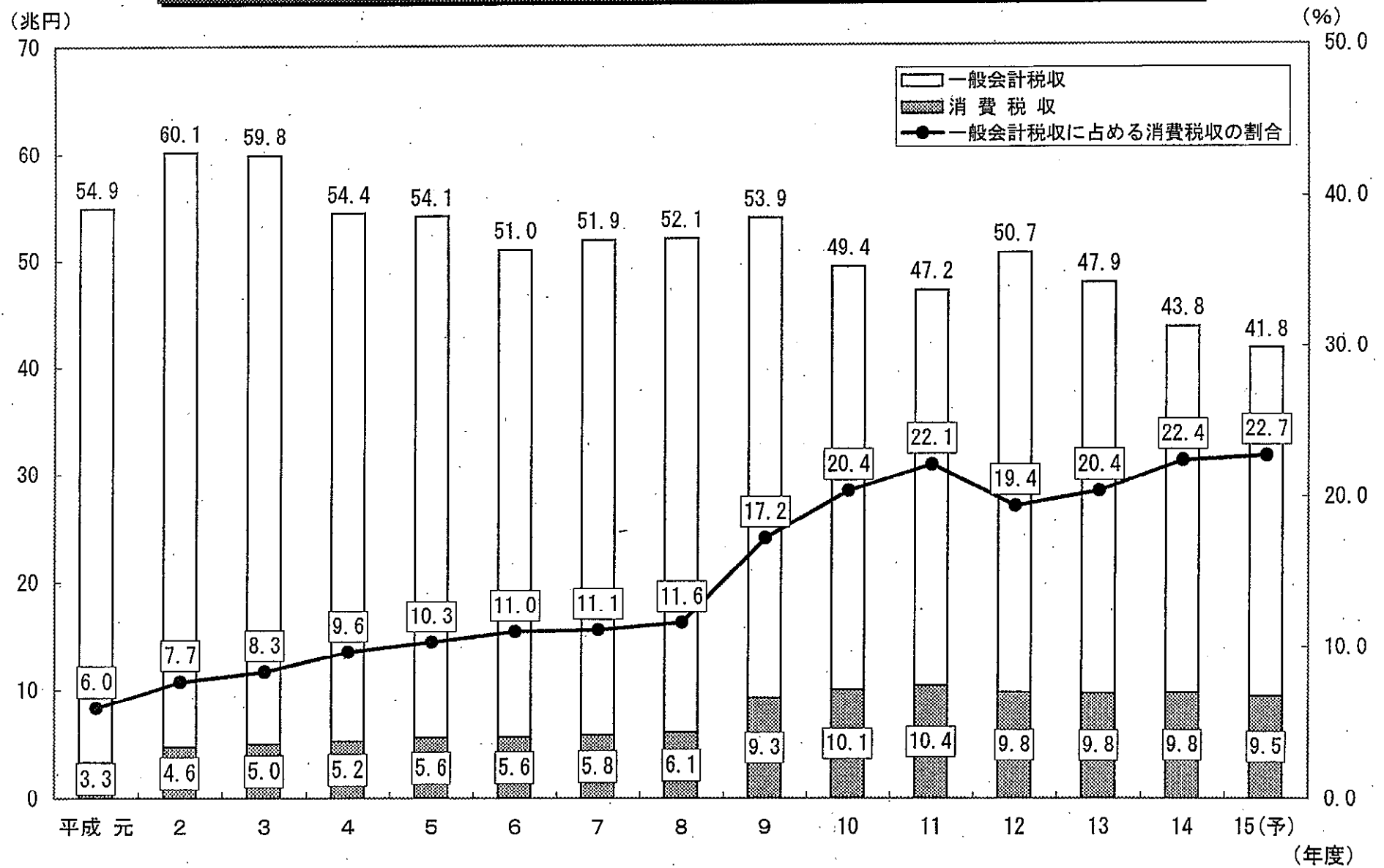
消費稅

消 費 税 の 概 要

項 目	制 度 の 概 要
課 税 対 象	(1) 国内取引 ----- 国内において事業者が行う資産の譲渡等 (2) 輸入取引 ----- 輸入貨物
納 税 義 務 者	(1) 国内取引 ----- 事業者 (2) 輸入取引 ----- 輸入者
課 税 標 準	(1) 国内取引 ----- 課税資産の譲渡等の対価の額 (2) 輸入取引 ----- 輸入の際の引取価格
税 率	4 % (注) 地方消費税（消費税率 1 %相当）とあわせた税率は 5 %相当
納 付 税 額 の 計 算 (原 則)	消費税の納付税額 = 課税売上高 × 税率（4 %）－ 仕入税額 (注 1) 仕入税額控除を行うためには帳簿及び請求書等の保存が要件（請求書等保存方式） (注 2) 地方消費税の納付税額 = 消費税の納付税額 × 地方消費税率（25 %）
輸 出 免 税	輸出取引等（貨物の輸出、国際輸送・通信等）
非 課 税	土地の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、福祉、家賃等

項 目	制 度 の 概 要					
申告・納付 (注) 地方消費税は消費税に併せて申告・納付	(1) 国内取引					
	① 確定申告 個人事業者は翌年の3月末日までに、法人は課税期間の末日の翌日から2か月以内に申告・納付					
	② 中間申告					
	直前の課税期間の年税額		中間申告・納付回数			
	48万円超400万円以下		年1回(前課税期間の年税額の1/2)			
	400万円超4,800万円以下		年3回(前課税期間の年税額の1/4ずつ)			
	4,800万円超(注)		年11回(前課税期間の年税額の1/12ずつ)			
	(注) 平成16年4月1日以後に開始する課税期間から適用。					
	(2) 輸入取引 保税地域からの引取りの際に申告・納付					
中小企業に対する 特 例 措 置	(1) 事業者免税点制度					
	基準期間(前々年又は前々事業年度)の課税売上高が3,000万円以下(注)の事業者は、納税義務が免除される。(資本金が1,000万円以上の新設法人の設立当初の2年間については、適用されない。)					
	(注) 平成16年4月1日以後に開始する課税期間からは1,000万円以下。					
	(2) 簡易課税制度					
	基準期間の課税売上高が2億円以下(注)の課税期間については、選択により、売上げに係る税額にみなし仕入率を乗じた金額を仕入税額とすることができる。					
	(注) 平成16年4月1日以後に開始する課税期間からは5,000万円以下。					
	(みなし仕入率)					
	第1種事業(卸売業)	-----	90%	第4種事業(その他の事業)	-----	60%
	第2種事業(小売業)	-----	80%	第5種事業(サービス業等)	-----	50%
	第3種事業(製造業等)	----	70%			

一般会計税収、消費税収及び一般会計税収に占める消費税収の割合の推移

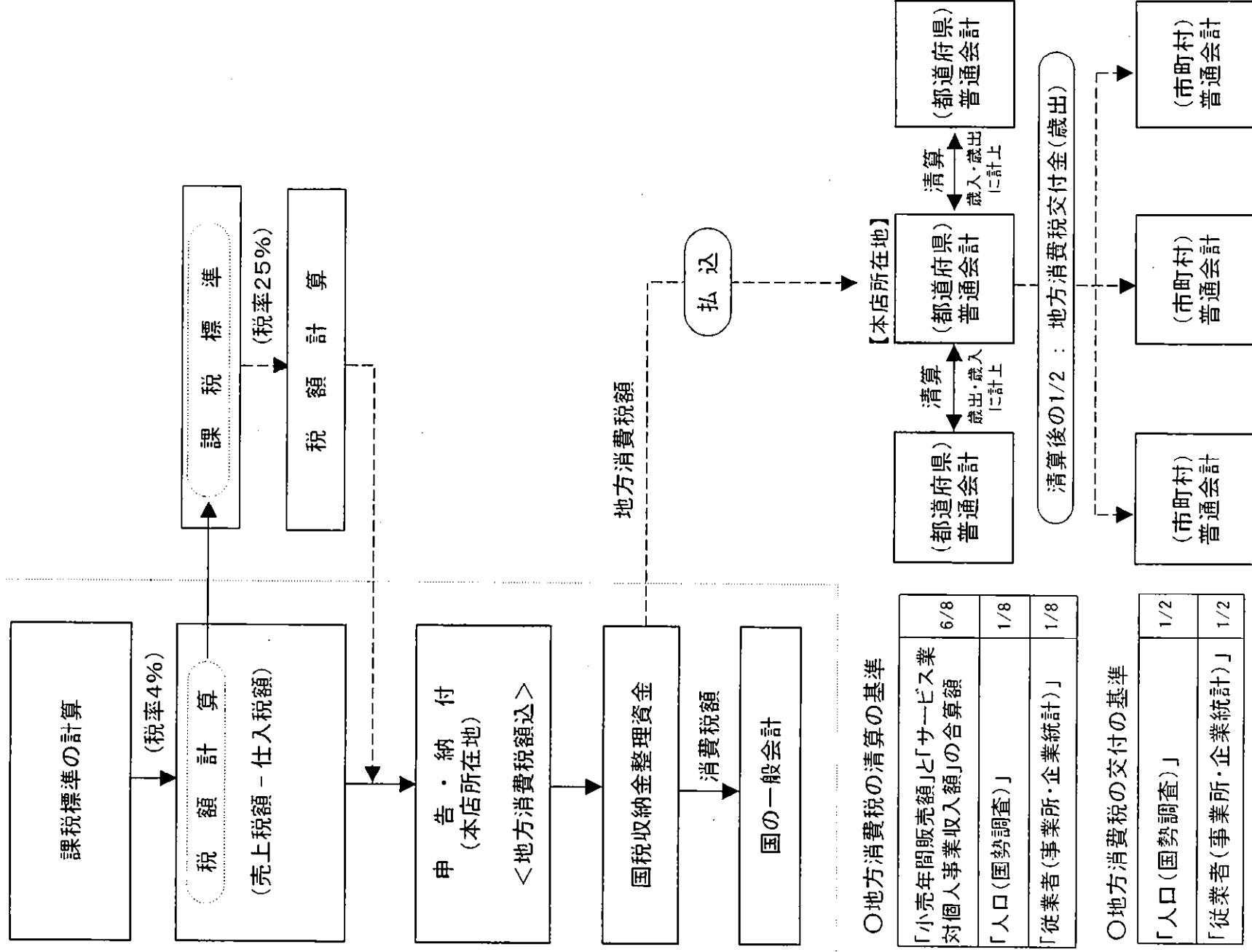


(注) 一般会計税収及び消費税収については、14年度までは決算額、15年度は予算額による。

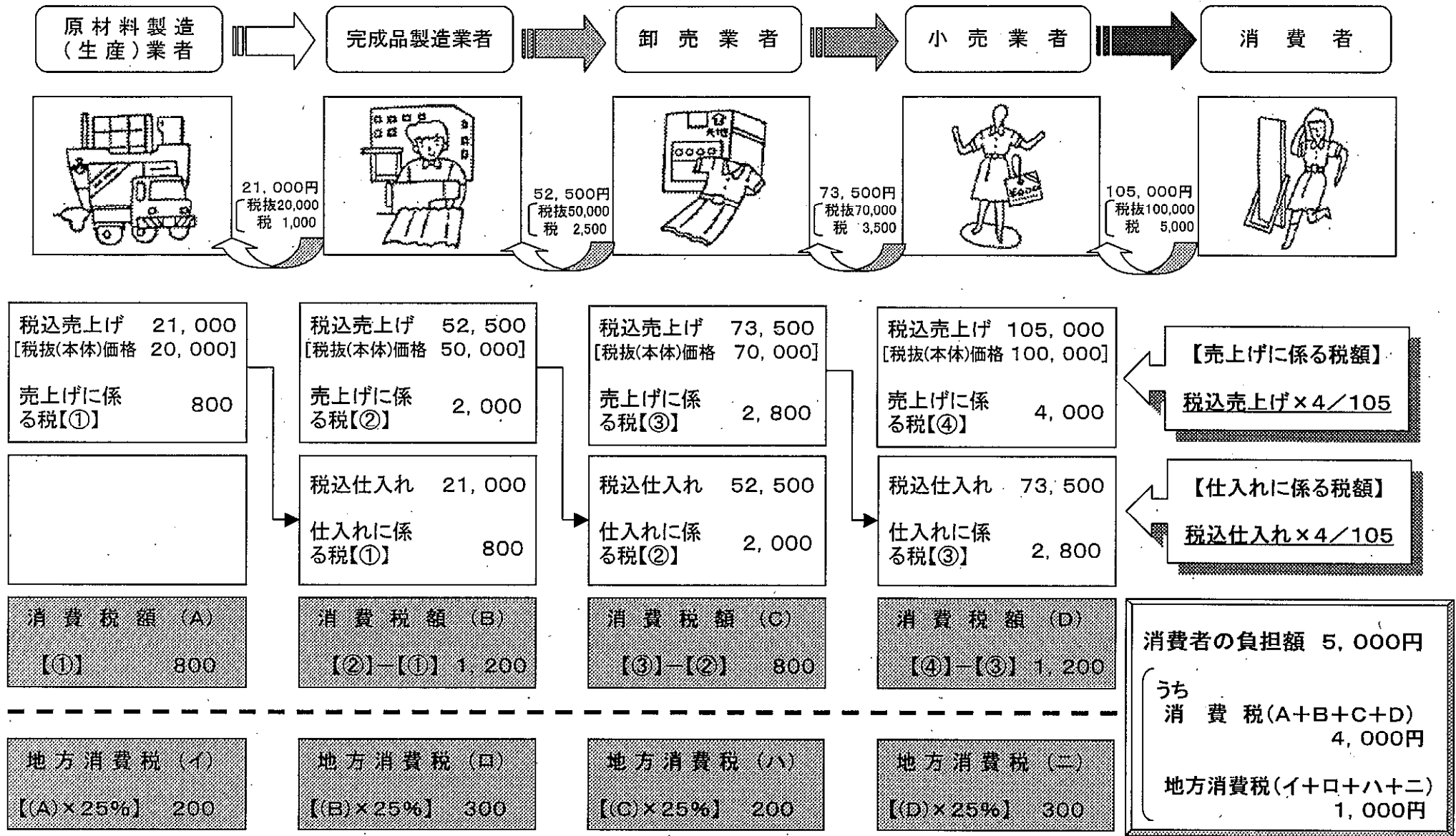
○ 税の「賦課徴収」の流れ（消費税・地方消費税の例、イメージ図）

【消費税】
（申告納税方式）

【地方消費税】
（申告納税方式）



消費税・地方消費税の仕組み

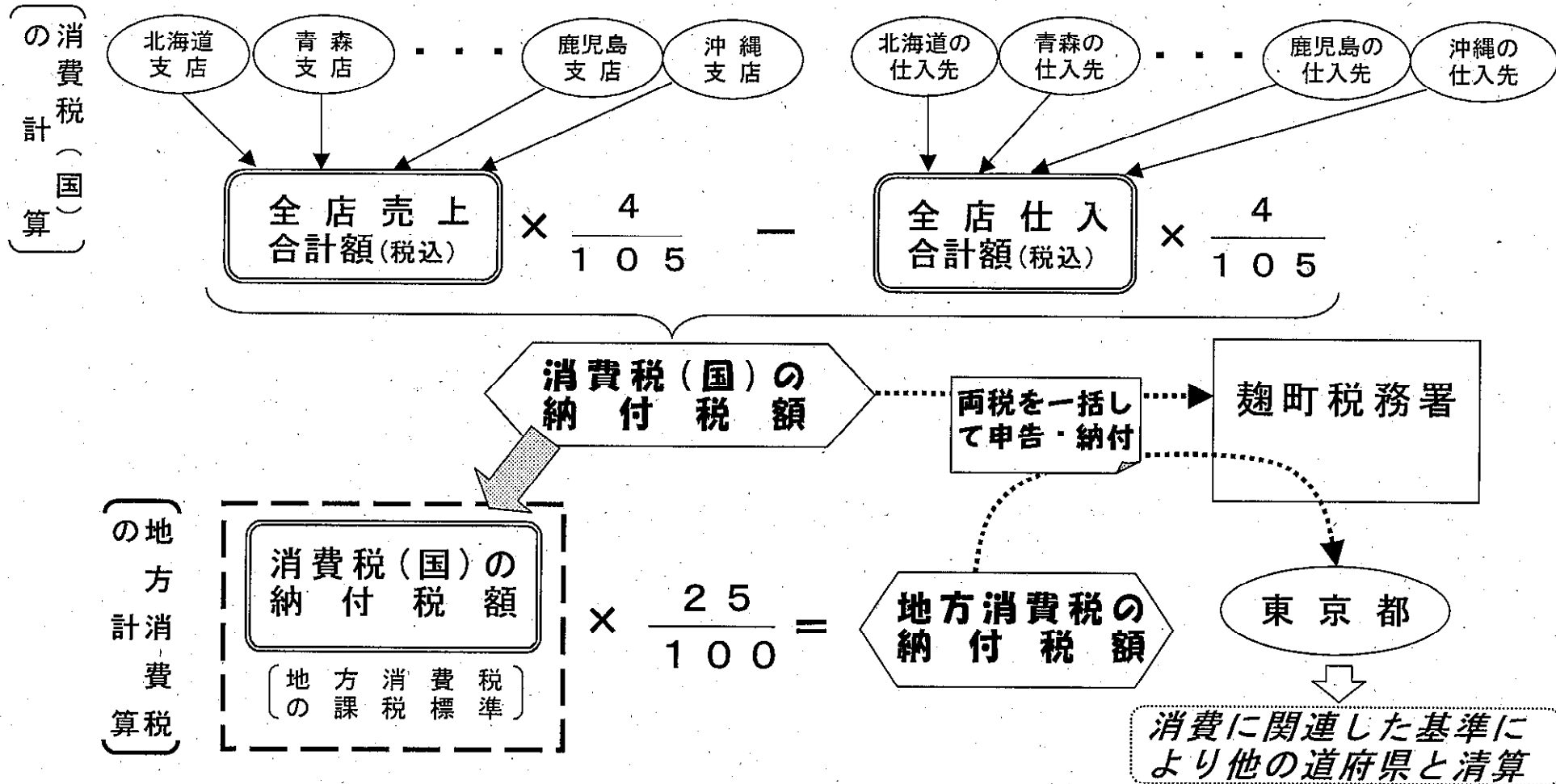


消費に関連した基準により都道府県間で清算

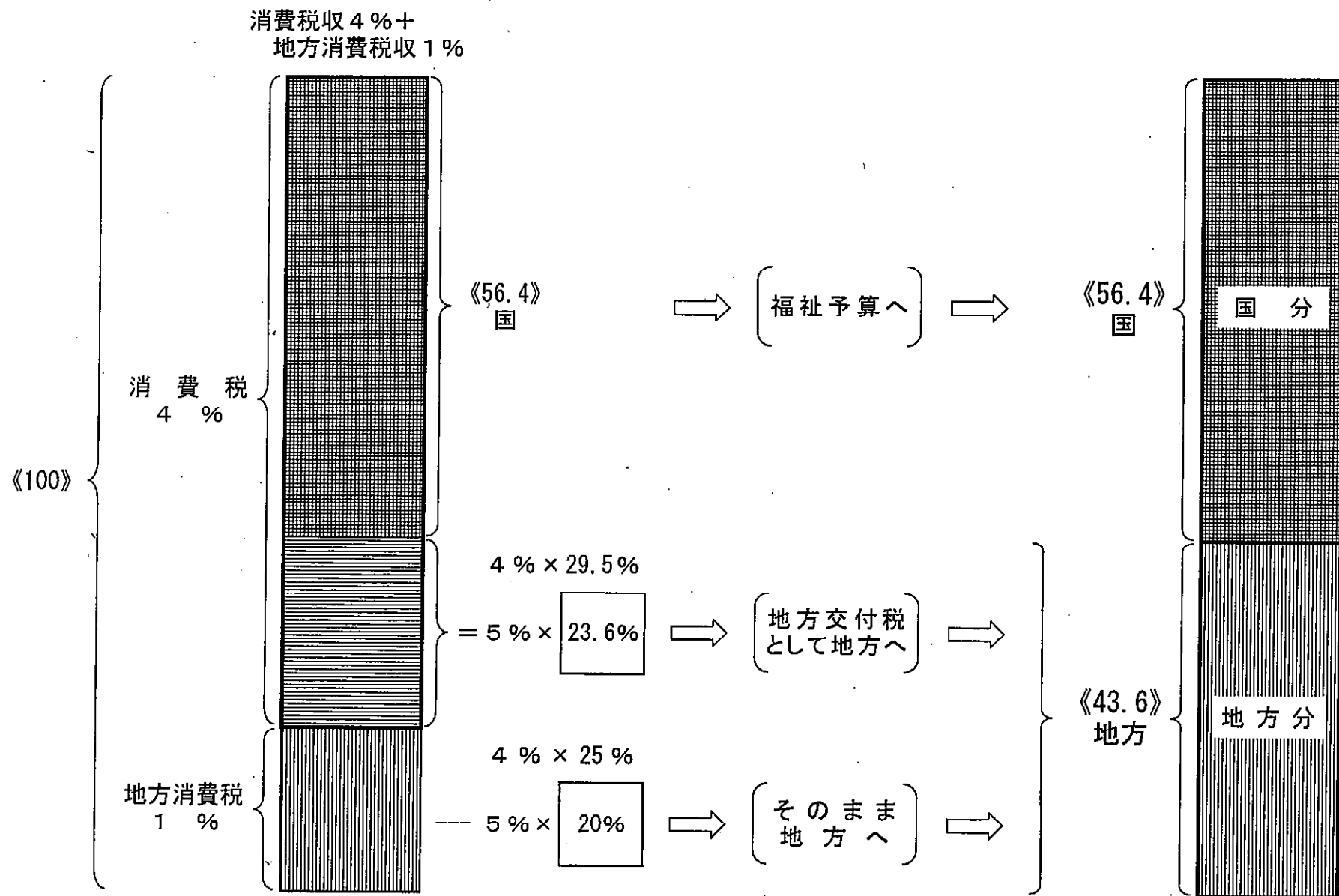
消費税及び地方消費税の仕組み (譲渡割)

前提

○ 東京都(大手町)に本店, ○ 全国に支店有, ○ 仕入先も全国



消費税の使途



平成 15 年 度 一 般 会 計 予 算

予 算 総 則 (抄)

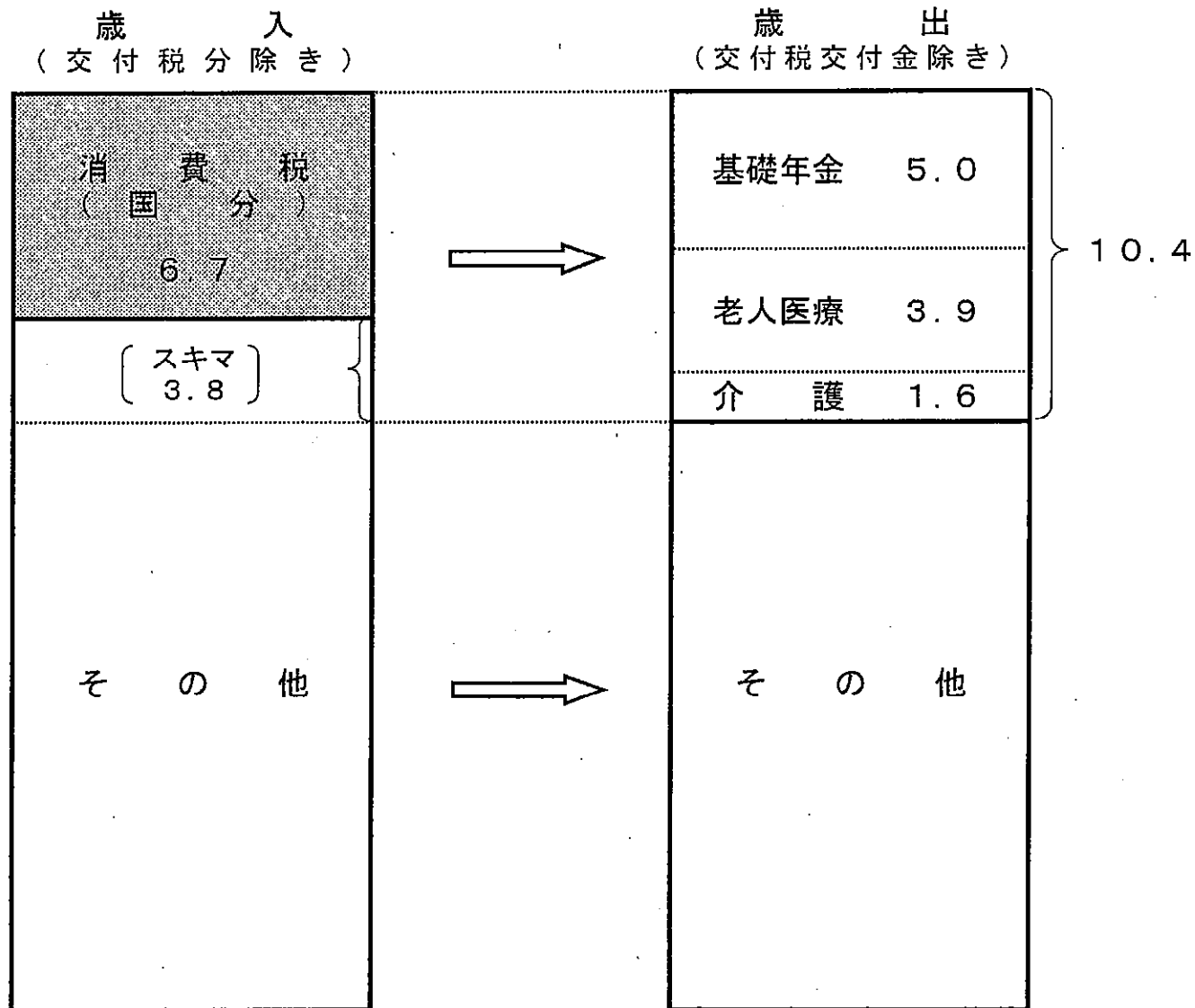
第16条 消費税の収入が充てられる経費(地方交付税交付金を除く。)の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所 管	組 織	項
国 会	衆 議 院 参 議 院 国 立 国 会 図 書 館	衆議院(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。) 参議院(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。) 国立国会図書館(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
裁 判 所	裁 判 所	最高裁判所(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
会 計 検 査 院	会 計 検 査 院	会計検査院(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
内 閣	内 閣 官 房 人 事 院	内閣官房(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。) 人事院(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
内 閣 府	内 閣 本 府 宮 内 庁 公 正 取 引 委 員 会 防 衛 本 庁 防 衛 施 設 庁 金 融 庁	内閣本府(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。) 宮内庁(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。) 公正取引委員会(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。) 防衛本庁(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。) 防衛施設庁(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。) 金融庁(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
総 務 省	総 務 本 省	総務本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
法 務 省	法 務 本 省	法務本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
外 務 省	外 務 本 省	外務本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
財 務 省	財 務 本 省 国 税 庁	財務本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)、国家公務員共済組合連合会等助成費(基礎年金国家公務員共済組合連合会職員共済組合負担金に限る。) 税務官署(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
文 部 科 学 省	文 部 科 学 本 省	文部科学本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)、私立学校助成費(基礎年金日本私立学校振興・共済事業団補助金に限る。)
厚 生 労 働 省	厚 生 労 働 本 省	厚生労働本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)、老人医療・介護保険給付諸費(臨時老人薬剤費特別給付金、介護給付費等負担金、老人医療給付費負担金及び介護給付費財政調整交付金に限る。)、国民健康保険助成費(老人保健医療費拠出金補助金、介護納付金補助金、老人保健医療費拠出金負担金、介護納付金負担金、老人保健医療費拠出金財政調整交付金及び介護納付金財政調整交付金に限る。)、社会保険国庫負担金(老人保健医療費拠出金厚生保険特別会計へ繰入及び介護納付金厚生保険特別会計へ繰入に限る。)、厚生年金保険国庫負担金(基礎年金厚生保険特別会計へ繰入に限る。)、国民年金国庫負担金(基礎年金国民年金特別会計へ繰入に限る。)
農 林 水 産 省	農 林 水 産 本 省 林 野 庁	農林水産本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)、農業経営対策費(基礎年金農林漁業団体職員共済組合費補助金に限る。) 林野庁(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
経 済 産 業 省	経 済 産 業 本 省	経済産業本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
国 土 交 通 省	国 土 交 通 本 省	国土交通本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
環 境 省	環 境 省	環境省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)

消費税の福祉目的化

(平成15年度予算)

(単位：兆円)



◎ 高齢者に係る社会保障（現行制度）に関する機械的仮定計算（平成14年5月厚生労働省推計等による）

	2002年度(平成14年度) (予算ベース)		2005年度(平成17年度)		2010年度(平成22年度)		2025年度(平成37年度)	
	給付費	うち国庫負担	給付費	うち国庫負担	給付費	うち国庫負担	給付費	うち国庫負担
基礎年金	15.0兆円	4.8兆円	17.0兆円	6.0兆円〔8.0〕	21.0兆円	7.0兆円〔10.0〕	35.0兆円	11.0兆円〔17.0〕
老人医療	10.0兆円	3.8兆円	11.0兆円	4.0兆円	14.0兆円	6.0兆円	31.0兆円	13.0兆円
介護	5.0兆円	1.5兆円	6.0兆円	2.0兆円	8.0兆円	3.0兆円	20.0兆円	6.0兆円
合 計	30.0兆円	10.1兆円	34.0兆円	12.0兆円〔14.0〕	43.0兆円	15.0兆円〔18.0〕	86.0兆円	31.0兆円〔36.0〕

国の手取り分	↑	↓	↑	↓	↑	↓	↑	↓
	スキマ 3.2兆円	6.9兆円	スキマ 4.9兆円 〔基礎年金1/2 6.9兆円〕	7.1兆円	スキマ 7.2兆円 〔基礎年金1/2 10.2兆円〕	7.8兆円	スキマ 20.5兆円 〔基礎年金1/2 25.5兆円〕	10.6兆円

（注1）2002年度は予算ベース。2005年度、2010年度及び2025年度の基礎年金、老人医療、介護の計数は、「社会保障の給付と負担の見通し」（平成14年5月厚労省推計）等に基づく推計。なお、〔 〕書きは基礎年金の国庫負担割合を1/2引き上げることとした場合の試算。

（注2）2005年度、2010年度および2025年度の消費税率は、「社会保障の給付と負担の見通し」（14年5月厚労省推計）における名目国民所得伸率（2007年まで1.0%、2010年まで2.5%、2011年度以降2.0%）により機械的に伸ばしたもの。

（注3）給付額又は国庫負担額と消費税率を比較する場合、具体的な消費税率の引上げに際して公経済が負担する消費税の影響、税率引上げが社会保障給付に与える影響等を勘案すれば、所要の税率は給付額又は国庫負担額を単純に税率1%当たりの税収で除して得られた値を上回ると見込まれることに留意する必要がある。

少子・高齢社会における税制のあり方（抄）

平成 15 年 6 月
税制調査会

第一 少子・高齢化と税制

一 少子・高齢社会を支える税制

（前略）

技術革新を通じた生産性の向上、女性や高齢者の社会参画の推進、持続可能な社会保障制度の構築など取り組むべき課題は山積しており、少子・高齢社会に適合する姿に諸制度を再設計することが重要である。税制についても、以下の3つの視点に基づき改革に取り組んでいく必要がある。

① 将来にわたる安心をもたらす税制

（省略）

② 若者から高齢者までがともに支える税制

（省略）

③ 個人や企業の活力を引き出す税制

（省略）

これらの視点を踏まえれば、昨年6月の「基本方針」でも述べたとおり、将来の少子・高齢社会を支える税制の構築に当たっては、個人所得課税の基幹税としての機能を回復すること及び消費税の役割を高めていくことが基本となる。このような改革は、国民の負担増を伴うものであり、国民の理解を得るには、徹底した歳出削減、行政改革を断行するとともに、とりわけ税制上の歪みや不公平の是正といった観点に立って取り組むことが肝要である。以下、このような基本認識の下、各税目の課題について列記する。

二 個別税目の改革

2. 消費税

(1) 少子・高齢社会における消費税の重要性

消費税は、制度創設以降、社会保障をはじめとする公的サービスの費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合う上で大きな役割を果たしている。同時に、その税収は安定的に推移し現在では国税収入の約2割を占めるなど、わが国税制における基幹税の一つとして国民の間に定着してきた。

少子・高齢化が進展する中で国民の将来不安を払拭するためには、社会保障制度をはじめとする公的サービスを安定的に支える歳入構造の構築が不可欠であることから、消費税は極めて重要な税である。したがって、将来は、歳出全体の大胆な改革を踏まえつつ、国民の理解を得て、二桁の税率に引き上げる必要もあろう。これが今後の税体系全体の見直しの基本となると考えられる。これに関連し、所得に対する逆進性の問題については、消費税という一税目のみを取り上げて議論すべきものではなく、税制全体、さらには社会保障制度等の歳出面を含めた財政全体で判断していくことが必要である。

少子・高齢社会における消費税の重要性に鑑み、消費税に対する信頼性・制度の透明性の向上を図る観点から、平成15年度税制改正において中小事業者に対する特例措置の見直し等抜本的な改革を講じたところである。

(2) 今後の検討課題

このように消費税に対する信頼性・透明性は相当程度向上したと考えるが、今後、消費税率の引上げについて検討していくに際して、以下のような課題についても検討を深める必要がある。

① 税率構造

消費税の税率構造は、制度の簡素化、経済活動に対する中立性の確保の観点から極力単一税率が望ましい。しかし将来、消費税率の水準が欧州諸国並みである二桁税率となった場合には、所得に対する逆進性を緩和する観点から、食料品等に対する軽減税率の採用の是非が検討課題となる。

② 仕入税額控除

現行消費税制度において仕入税額控除を行うためには、課税仕入れ等の事実を納税者自身が記載した帳簿の保存に加え、取引の相手方が発行した請求書等の取引の事実を証する書類の保存が必要とされている（「請求書等保存方式」）。このような請求書等保存方式は、単一税率の下では適切な仕入税額控除に特段の支障がないが、将来、複数税率が採用される場合には、適正かつ円滑な施行に資する観点から、免税事業者からの仕入税額控除を排除し、税額を明記した請求書等の保存を求める「インボイス方式」を採用する必要がある。

③ 消費税の使途

消費税はわが国の財政にとって重要な役割を果たすべき基幹税である。平成 11 年度予算以降、国の消費税収（地方交付税分を除く国分）を基礎年金、老人医療及び介護に充てることを毎年度の予算総則に明記する、いわゆる「消費税の福祉目的化」が行われている。税率の引上げに際しては、国民の理解を得るために社会保障支出や社会保障負担との関係を明確に説明することが必要となろう。

④ 地方消費税

地方分権の推進、地域福祉の充実等のために創設された地方消費税は、消費に関連した基準により都道府県間で清算を行うことにより税収の偏在性が少なく、安定的な基幹税目の一つとして定着し、大きな役割を果たしている。少子・高齢化等の進展に伴い、今後、福祉・教育等の幅広い行政需要を賄う税として、地方消費税の充実確保を図っていく必要がある。

酒

税

酒 税 の 概 要

課税主体	課税段階	税 収
国	> 製造場からの移出 (国産品) > 保税地域からの引取り (輸入品)	17,330 億円 (平成15年度予算額) (注) 税収のうち、32%は地方交付税として地方に交付

区 分		基準アルコール分(度)	1ℓ当たり税率(円)	アルコール分1度当たり税率(円)
清 酒		15.0	140,500	9,367
合 成 清 酒		15.0	94,600	6,307
し ょ う ち ゅ う *		25.0	248,100	* 9,924
み り ん		13.5	21,600	1,600
ビ ー ル		—	222,000	44,400
果 実 酒 類	果 実 酒	—	70,472	5,873
	甘 味 果 実 酒	12.0	103,722	8,644
ウ イ ス キ ー 類 *		40.0	409,000	* 10,225
ス ピ リ ッ ツ 類 *		37.0	367,188	* 9,924
リ キ ュ ー ル 類 *		12.0	119,088	* 9,924
雑 酒	発泡酒 (麦芽 50%以上)	—	222,000	44,400
	〃 (麦芽 25%~50%未満)	—	178,125	35,625
	〃 (その他)	—	134,250	26,850
	粉末酒	—	320,500	—
	その他の雑酒 (みりん類似)	13.5	21,600	1,600
	〃 (その他)	12.0	103,722	8,644

平成8年のWTO
勧告への対応

(注) アルコール分1度当たりの税率のうち、ビール及び発泡酒はアルコール分を5度、果実酒は12度として算出

(備考) 酒類の製造・販売については免許が必要

酒税の課税実績（平成14年度）（概数）

区 分	課 税 数 量	構 成 比	課 税 額	構 成 比
	千 <i>kl</i>	%	億 円	%
清 酒	897.6	9.0	1,139	6.8
合 成 清 酒	67.2	0.7	46	0.3
しょうちゅう甲類	480.0	4.8	1,132	6.7
しょうちゅう乙類	395.0	4.0	925	5.5
小 計	875.0	8.8	2,058	12.2
み り ん	106.7	1.1	23	0.1
ビ ー ル	4,299.0	43.3	9,528	56.7
果 実 酒 類	279.7	2.8	155	0.9
ウ イ ス キ ー 類	120.6	1.2	467	2.8
ス ピ リ ッ ツ 類	29.2	0.3	78	0.5
リ キ ュ ー ル 類	587.0	5.9	531	3.2
雑 酒	2,657.7	26.8	2,789	16.6
内 発 泡 酒	2,645.7	26.7	2,776	16.5
合 計	9,919.7	100.0	16,814	100.0

（備考）国税庁調べ（統計速報他）

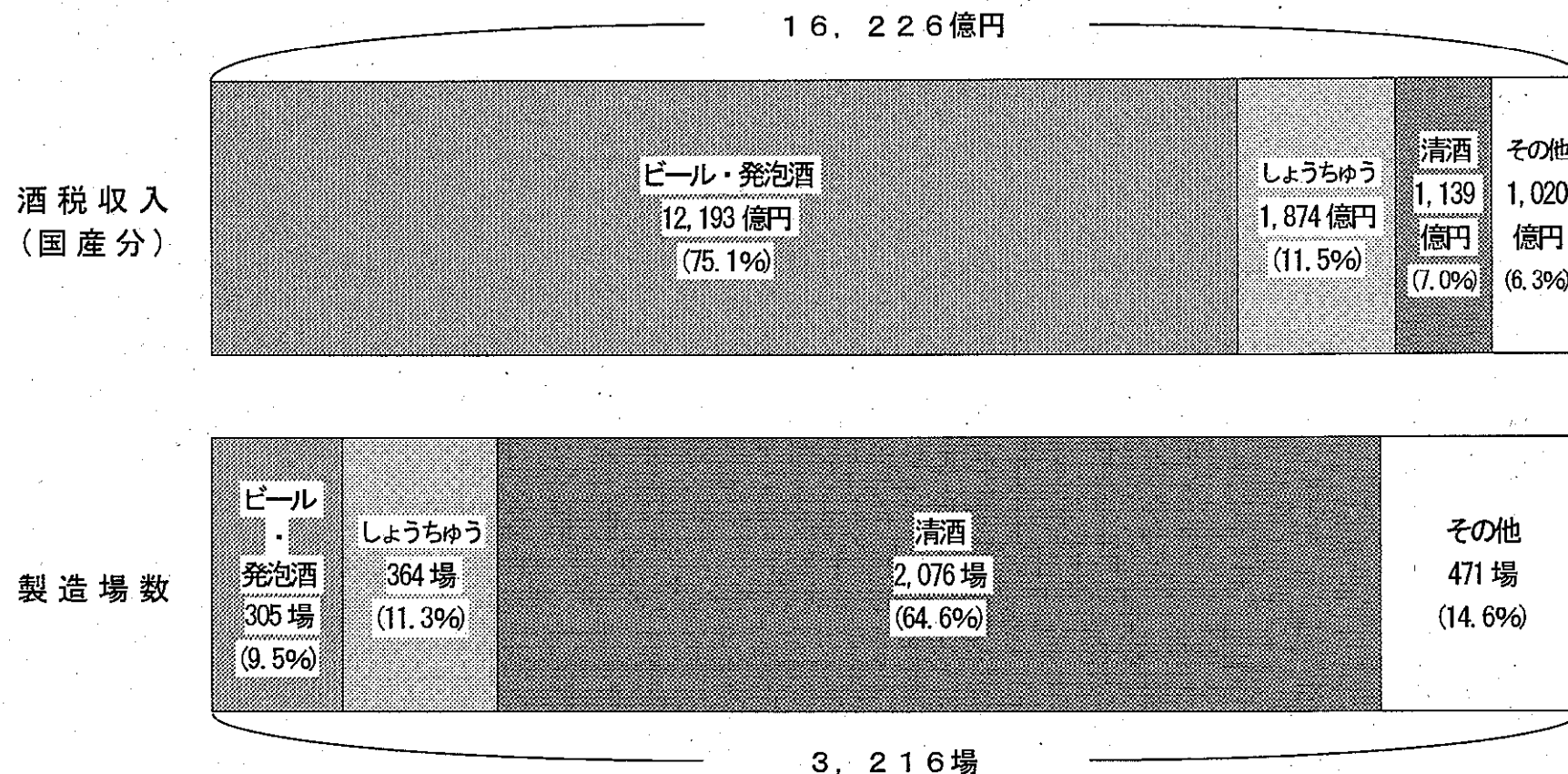
酒類の課税数量及び課税額の推移

年 度	課 税 数 量	前年度比
	千ℓ	%
元	8,788.5	101.2
2	9,324.4	106.1
3	9,515.3	102.0
4	9,671.6	101.6
5	9,792.3	101.2
6	10,071.1	102.8
7	10,006.4	99.4
8	10,160.5	101.5
9	10,015.7	98.6
10	10,094.8	100.8
11	10,165.9	100.7
12	10,015.4	98.5
13	10,104.4	100.9
14	9,919.7	98.2

課 税 額	前年度比
	億円
18,548.8	84.2
19,357.6	104.4
19,744.6	102.0
19,639.0	99.5
19,527.1	99.4
21,210.9	108.6
20,610.2	97.2
20,582.9	99.9
19,770.7	96.1
19,004.9	96.1
18,720.9	98.5
18,149.9	96.9
17,638.3	97.2
16,814.0	95.3

(備考) 国税庁調べ (14年度は概数) による。

酒 税 の 課 税 状 況 (国 産)



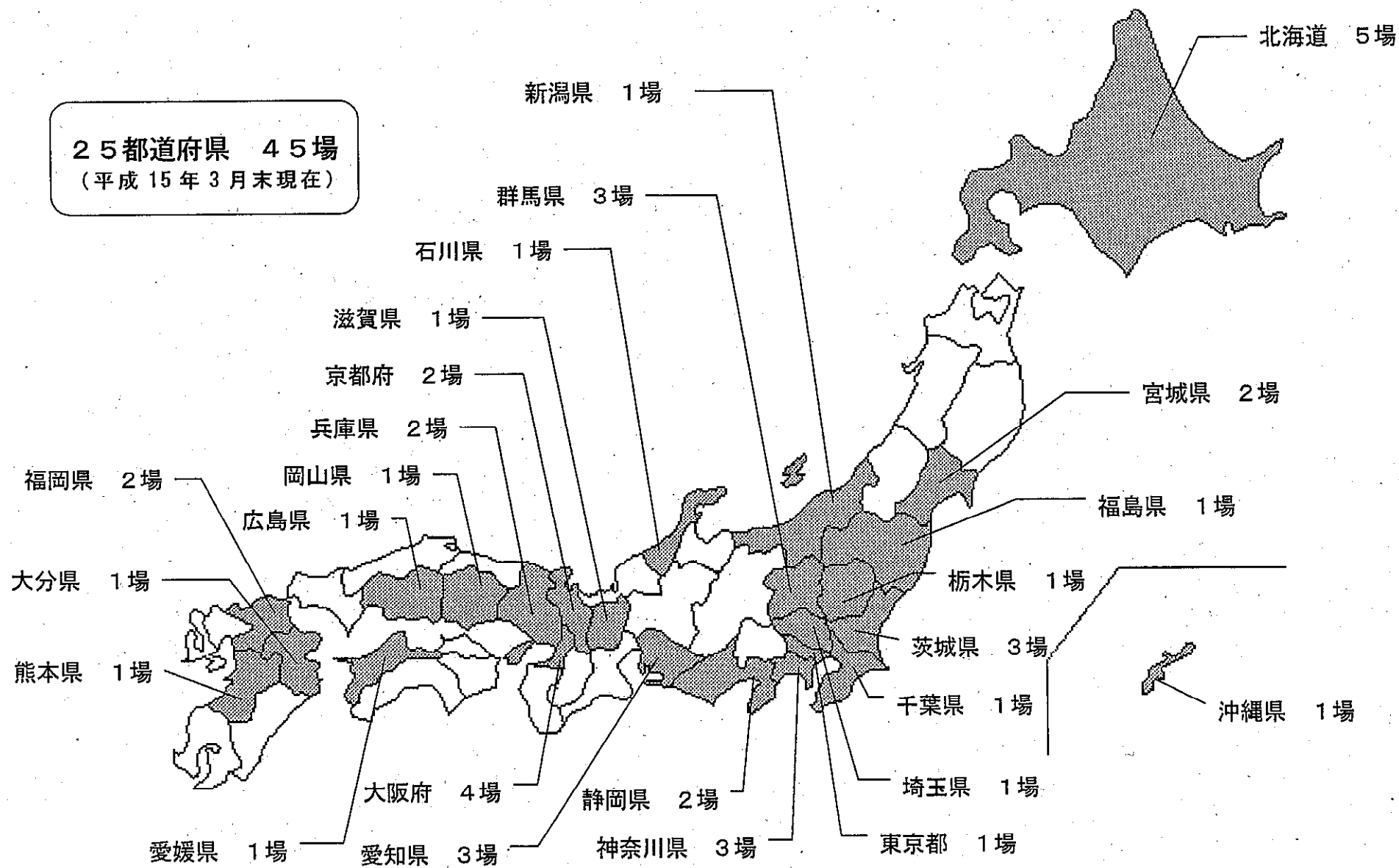
(注) 1. 酒税収入は、平成 14 年度課税実績(国税庁調べ・速報値)。なお、輸入分は合計で 595 億円である。

2. 製造場数は、平成 15 年 3 月末現在(国税庁調べ・速報値)。なお、同一の製造場において複数の酒類を製造している場合には、製造数量が最も多い酒類の製造場として計上されている。

3. 「ビール・発泡酒」の酒税収入 12,193 億円のうち、大手 5 社分は約 12,160 億円(業界資料より推計)。

また、「ビール・発泡酒」の製造場のうち、大手 5 社の製造場は 25 都道府県に 45 場。その他 260 場はいわゆる「地ビール」等の製造場である。

ビール・発泡酒の製造場の分布（大手5社）



酒 類 の 製 造 場 数 等

(平成 15 年 3 月末現在)

製造場数	卸売販売場数	小売販売場数
3, 2 1 6 場	1 5, 7 5 5 場	1 8 4, 6 5 7 場

4. 9 倍

5 7. 4 倍

(備考) 国税庁調べ (速報値)。

(注 1) 卸売販売場数には、一つの販売場で卸売と小売の両方ができる販売場 (13, 383 場) を含む。

(注 2) 一般酒類小売業免許については、本年 9 月 1 日をもって「人口基準」が廃止されたことから、今後、小売販売場数は相当数増加する見込みである。なお、本年 9 月中の免許申請は 19, 970 件である。